

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
<p>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編）</p> <p>Ⅲ－２－８ システムリスク管理態勢</p> <p>（１）～（２） （略）</p> <p>（３）障害発生時</p> <p>① コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実の当局あて報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」（別紙様式Ⅲ－１）にて当局あて報告を求めるものとする。<u>ただし、DDoS攻撃事案の場合は「DDoS攻撃事案共通様式」（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和7年5月28日関係省庁申合せ（以下、「関係省庁申合せ」という。））別添様式1）、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」（関係省庁申合せ 別添様式2）による報告も可能とする。なお、ランサムウェア事案の報告においては、同様式により個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する（「金融機関における個人情報保護に関するQ&amp;A」参照）。</u></p> <p>また、復旧時、原因説明時には改めてその旨報告を求めるととする（ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも1ヵ月以内に現状について報告を行うこと。）。</p>	<p>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編）</p> <p>Ⅲ－２－８ システムリスク管理態勢</p> <p>（１）～（２） （略）</p> <p>（３）障害発生時</p> <p>① コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実の当局あて報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」（別紙様式Ⅲ－１）にて当局あて報告を求めるものとする。</p> <p>また、復旧時、原因説明時には改めてその旨報告を求めるととする（ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも1ヵ月以内に現状について報告を行うこと。）。</p>

改正案	現行
<p>なお、財務局は金融商品取引業者から報告があった場合は直ちに金融庁担当課室に連絡すること。</p> <p>(注) 報告すべきシステム障害等</p> <p>その原因の如何を問わず、金融商品取引業者又は金融商品取引業者から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、金融商品取引、決済、入出金、資金繰り、財務状況把握、その他顧客利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。</p> <p>ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合（例えば、立会時間外に受注システムが停止した場合において、速やかに当該システムに相当する代替システムを起動させることによって受注が可能となり、立会時間に間に合った場合。）を除く。</p> <p>なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、顧客や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。</p> <p>② (略)</p>	<p>なお、財務局は金融商品取引業者から報告があった場合は直ちに金融庁担当課室に連絡すること。</p> <p>(注) 報告すべきシステム障害等</p> <p>その原因の如何を問わず、金融商品取引業者又は金融商品取引業者から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、金融商品取引、決済、入出金、資金繰り、財務状況把握、その他顧客利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。</p> <p>ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合（例えば、立会時間外に受注システムが停止した場合において、速やかに当該システムに相当する代替システムを起動させることによって受注が可能となり、立会時間に間に合った場合。）を除く。</p> <p>なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、顧客や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。</p> <p>② (略)</p>